

「なかがわA C」クラブ規約

(名 称)

第1条 本クラブは、「なかがわA C」(以下「クラブ」という。)と称する。

(目的及び理念)

第2条 本クラブは価値観の多様化の進む20代～30代ファミリーと古くから地域に根を下ろしている熟年層がコミュニケーションを図りながら、共に楽しめる場を作ることを目的として設立するものである。本クラブは以下の2つを設立理念として掲げるものである。

- (1)我が町(地域)の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」楽しく参加できるスポーツクラブ。
- (2)会員自らが多種目のスポーツを通して健康づくりの輪を広げる。

(所在地)

第3条 本クラブは、その事務所を福岡県筑紫郡那珂川町片縄9-40 パープルハイツ2号に置く。

(事 業)

第4条 本クラブは、前第2条の目的を遂行するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 各事業の企画・運営活動。
- (2) 運営会員の育成・支援。
- (3) 競技大会及び各事業のイベント等開催。
- (4) 地域団体及び民間企業との連携。
- (5) 新規会員の勧誘及び本クラブのPR等。
- (6) その他目的を達成するため必要な事業。

(役 員)

第5条 本クラブに次の役員をおく。

- (1) 代 表 1名
- (2) 運営委員長 1名

(3) 運営委員 8名

(4) 事務局 2名

(役員等の選任)

第6条 役員は運営会員の中から選任し、総会で承認を受ける。

(役員任期)

第7条 役員任期は承認を受けた総会の日から翌年度の通常総会開催月の月末日までとし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 代表は、本クラブを代表し、クラブを総轄する。

2 運営委員長は、運営委員会を組織し、本クラブの事業の運営を検討し審議する。

4 事務局は、本クラブの会計状況及び他の役員業務執行状況を監査し、これを総会に報告する。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、運営委員長、運営委員、事務局をもって構成する。

2 運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関する重要な事項、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について審議する。

3 運営委員会は、各種事業の企画、運営、管理、報告、本クラブのPRを行う。

4 運営委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開会することができない。

5 運営委員会は、代表が必要と認めるとき、または委員の過半数から請求があった時に開催する。

6 運営委員会は運営委員長が議長となり、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会)

第 10 条 総会は役員（代表、運営委員長、運営員委員、事務局）およびクラブ会員をもって構成する。

2 総会は、本クラブの事業計画・報告、収支決算・予算、役員選出・解任、規約の制定・改廃、その他本クラブの運営に重要な事項について審議する。

3 総会は年 1 回開催し、代表がその議長となる。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(運営会員)

第 11 条 運営会員は、本クラブの各種事業における企画、運営、管理にあたる。

2 運営会員が死亡したとき及び本クラブの名誉を著しく傷つけたとき、または本クラブに多大な損害を与えたときは、運営会員としての資格を喪失する。

3 運営会員は、運営会員規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

4 運営会員は、規則を遵守し、自覚と責任を持って本クラブに参画しなければならない。

(活動会員)

第 13 条 本クラブの事業は、活動会員が参加する。

2 活動会員は、第 2 条の目的及び理念と各事業の活動会員規則に基づき入会したものとする。

3 活動会員が死亡したとき及び本クラブの名誉を著しく傷つけたとき、または本クラブに多大な損害を与えたときは、活動会員としての資格を喪失する。

4 活動会員は、会員規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。但し、18 歳未満の会員については、保護者（責任者）がその納入義務を負う。

5 活動会員は、規則を遵守し、他会員との協調性とクラブ員としての自覚を持って活動しなければならない。

(クラブマネージャー)

第 14 条 本クラブに専属のクラブマネージャーを置く。クラブマネージャーは、運営委員会で専任する。

(事務局)

第 15 条 本クラブに事務局を置き、本クラブの事務及び会計を処理し、PR 等を行う。

(会計)

第 16 条 本クラブの経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 年会費
- (2) 参加費
- (3) 助成金・補助金
- (4) 事業収入
- (5) 協賛金
- (6) その他の収入

2 年会費については運営会員・活動会員共に 6000 円/年を基本料金とする。その他年会費・参加費に関する規定は別途細則（細則：なかがわAC会員規約）に定めるものとする。

(事業計画及び予算)

第 17 条 本クラブの事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第 18 条 本クラブの事業報告及び決算は、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改廃)

第 20 条 この規約の改廃は、運営委員会の決議を経て総会の承認を得なければ改正することができない。

(運営会員・活動会員の事故等責任)

第 21 条 本クラブの活動に際しては、クラブ規約または諸規則を遵守し、自己の責任において行動することとし、事故等が起こった場合は、運営会員規則・活動会員規則で定める保険の適用範囲内において保障する。但し、活動会員は本クラブ及び運営会員に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(守秘義務)

第 22 条 本クラブ内で知り得た個人に関する情報は、何人もこれを他言または部外への持ち出すことを禁ずる。

(その他)

第 23 条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は運営委員会でこれを定める。

(本クラブの解散)

第 24 条 本クラブは、活動会員数の減少や運営上活動が困難となった場合に運営委員会での決議を経て、総会の承認により解散する。

(附 則)

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。